

会 議 録（１）

会議の名称	令和８年第２回桶川市公共下水道事業審議会
開催日時	令和８年７月１日（水）９：３０から１１：３０まで
開催場所	桶川市役所 ４階 会議室４０２
主宰者の氏名	桶川市公共下水道事業審議会会長 作山 康
議長の氏名	桶川市公共下水道事業審議会会長 作山 康
出席者氏名 （委員）	１号委員 沖田圭一、作山康、檀原武 ２号委員 糸井政樹、仲又清美 ３号委員 大島智 ４号委員 木村尚之、藤森英雄、吉田洋子、渡邊明人 （各号委員ごとに五十音順）
欠席者氏名 （委員）	
説明員氏名	
事務局職員 職名及び氏名	都市整備部 内野部長、朝香副部長 下水道課 岩崎課長、駒場係長、高橋係長 天野係長、滝沢主任、中村主事
会 議 事 項	議 題
	（１） 持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について
	決定事項等 ・ 持続可能な桶川市公共下水道事業運営のため、使用料適正化が必要であることを確認した。 ・ 適正な使用料水準の作成方針について、事務局案の方向で検討を進めることとした。 ・ 第３回審議会は、令和８年８月２４日（月）午後３時から、桶川市役所４階会議室４０２で開催することとした。
配布資料	
○次第 ○持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について ○参考資料 令和４年度答申書 抜粋 ○次回の審議会の日程について ○桶川市公共下水道事業審議会委員名簿 ○桶川市公共下水道事業審議会事務局名簿	

会 議 録（２）

議 事 の 経 過

発 言 者	発 言 内 容
1 開 会	
司 会	ただ今から『令和８年第２回桶川市公共下水道事業審議会』を開会します。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。私、本日司会を担当します下水道課の駒場と申します。 先に資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について、参考資料「令和４年度答申書抜粋」、次回の審議会の日程について、桶川市公共下水道事業審議会委員名簿、桶川市公共下水道事業審議会事務局名簿の６点でございます。落丁や乱丁等がございましたら、事務局にお申し出くださるようお願いいたします。 会議を始める前に、令和８年４月１日で人事異動がございまして、審議会委員でありました荒川左岸北部下水道事務所長の日野委員の異動により、後任が大島委員となりました。よろしくお願いいたします。 続きまして、事務局職員も人事異動がございましたので、紹介させていただきます。 【事務局職員の紹介】 また、本日は、下水道事業審議会支援の委託をしている日本下水道事業団から、入山様、魚谷様、小和田様の３名にご出席いただいております。
2 議 題 等	
司 会	それでは、次第２『議題等』を始めさせていただきます。桶川市公共下水道事業審議会条例第５条第２項の規定では、『会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。』とされております。本日は、委員１０名全員にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。 それでは、審議会条例第５条第１項の規定に基づきまして、ここからは作山会長に議長をお願いいたします。
会 長	それでは、議長として進行を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきます。 まず、本日の会議録に署名していただく方を指名させていただきます。署名委員は名簿順としておりますので、今回は檀原委員と糸井委員となります。お願いいたします。 次に、傍聴人について事務局より報告をお願いいたします。
事 務 局	本日、傍聴希望者はおりませんでした。

議題（１）持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について	
会長	それでは、次第２『議題等』に順次入らせていただきたいと思います。議題等の（１）『持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について』に入ります。まず、使用料適正化の必要性について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは事務局より、持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化についてご説明させていただきます。 資料の１ページをご覧ください。初めに、現時点で見込んでおります「下水道使用料適正化のスケジュール（案）」についてご説明いたします。なお、これは、本審議会において下水道使用料の適正化が必要との答申をいただいた場合についての流れを示しているものです。 まず、本年２月に、桶川市公共下水道事業審議会条例第２条の規定に基づき、第１回審議会において、市長より、本審議会に対して、下水道使用料の適正化について諮問がなされたところです。 なお、本市においては、本年３月に公共下水道事業の経営戦略の改定を行いました。その中で使用料適正化の必要性の検証を実施しました。この検証において、将来推計を実施したところ、今後も経費回収率が１００％を下回る見込みであるため、更なる使用料の適正化が必要な状況であることが判明しています。 また、本審議会は、全５回の開催を予定しておりますが、進捗により増減する場合がございます。また、審議会としての審議結果は、最終的に市長に対して答申することとなります。 下水道使用料の適正化が必要との答申をいただいた場合は、令和９年６月議会に下水道条例改正案を上程し、可決いただいた場合は速やかに広報紙やホームページなどで使用者に対して周知を行い、令和１０年４月１日に今回の適正化を踏まえた下水道使用料の改定を想定しています。 資料の２ページをご覧ください。本審議会における検討手順として、審議会の開催予定と、各回の審議内容についてご説明いたします。 本審議会では検討①②の通り、適正な使用料の水準やその使用料体系についての審議を予定しております。 本日は適正化の必要性の検討と、使用料水準案を次回の審議会に提示したいため、その水準を決定するための方針についての意見聴取を行います。 第３回以降の開催日につきましては、今後皆様と調整させていただきます。また、審議内容につきましては、進捗によっては変更が生じる場合もあります。 下水道使用料適正化の検討スケジュールと検討手順についてのご説明は以上となります。 資料の３ページをご覧ください。本日は、「使用料適正化の必要性について」、「適正な使用料水準の検討について」の２点について、審議いただきたいと考えております。

資料の４ページをご覧ください。まず初めに、使用料適正化の必要性についてのご審議いただくための『（１）下水道事業の概要』についてご説明いたします。

資料の５ページをご覧ください。下水道は、トイレの水洗化や生活排水の処理だけでなく、浸水から街を守る、街をきれいにする、きれいな水質を保全する施設です。

汚水を集め、まとめて効率的に処理することで、市民の皆様の暮らしとふるさとの美しい水環境を守り、次世代へつないでいく大きな役割を担っています。

資料の６ページをご覧ください。本市の下水道事業の直近の整備状況についてご説明します。

本市の下水道事業は、荒川左岸北部流域関連桶川公共下水道事業として昭和４８年１月から事業に着手し、昭和５６年４月から供用を開始しています。汚水は、最終的に埼玉県が管理する元荒川水循環センターで浄化処理されています。

令和６年度末時点の整備状況としましては、市の面積２５．３５平方キロメートルのうち、下水道が整備されている区域の面積は８．２４平方キロメートルで、市全体の約３分の１となっています。下水道が整備されている区域の人口である「処理区域内人口」は６１，５０７人であり、そのうち下水道に接続済みの人口である「水洗化人口」は５９，４３３人、区域内人口に占める割合である水洗化率は９６．６％となります。

また、施設として、ポンプ場を９か所、汚水管を約２５０キロメートル、雨水管を約３２キロメートル保有しています。

資料の７ページをご覧ください。ポンプ場９か所の位置図をお示しします。イメージ図の㊦の印がポンプ場の場所です。本市の下水道の特徴の一つとして、ポンプ場の設置数が９か所というのは、近隣市町と比較して多いことが挙げられます。

下水道は、傾きをつけて設置することで自然の流れにより下水を送っていますが、本市では地理的・地形的条件の制約から、下水道管だけでは十分な勾配を確保することができません。

そのため、相当数のポンプ場を設置し、流れてきた下水を一旦高いところへ上げてから、再び勾配をつけて流域幹線へ送っています。流域幹線に入った下水は、最終的に元荒川水循環センターで浄化処理されます。

なお、近隣市町のポンプ場の数といたしましては、熊谷市が４か所、行田市が５か所、鴻巣市が５か所、北本市が１か所、上尾市が６か所、伊奈町が１か所であり、本市は他市に比べ設置数が多くなっています。

資料の８ページをご覧ください。「各種人口、普及率、水洗化率」の推移については、平成２７年度から令和６年度までの１０年間の推移となっています。

資料上の青い棒グラフの処理区域内人口は直近では６．１万人程度で推移しています。

一方で、下水道管の整備や未接続者への普及啓発活動を進めてきた結果、折れ線グラフの普及率や水洗化率は着実に増加してき

ました。普及率は、桶川市全体の人口「行政区域内人口」に対する、下水道が整備されている人口「処理区域内人口」の割合を示したもので、市内の人口ベースでどれくらい下水道が普及しているかの度合いを示した指標になります。

また、水洗化率は、下水道が整備されている人口「処理区域内人口」に対する、実際に下水道に接続している、つまりご家庭が水洗便所となっている人口の割合を示したものです。

下水道は、整備するという投資を行ったあとで、その後日常的な維持管理を行っていく必要があります。この投資にかかった費用や日常的な維持管理に要する費用は、その整備区域の皆様からいただくこととなります。そのため、水洗化率がたとえば100%であれば、整備区域の方からもちろん使用料をいただけている、という状態になります。

令和6年度の水洗化率は96.6%と、県内平均や同規模団体と比べて高い水準にあります。さらなる向上に向けて未接続者に対する啓発活動を進めてまいります。

資料の9ページをご覧ください。「使用料収入・汚水処理費・経費回収率」の推移です。こちらの資料も平成27年度から令和6年度の10年間の推移となっています。

青色の棒グラフの「使用料収入」は、汚水処理の対価として下水道を使用している皆様からいただいている使用料になります。令和5年度までは6億円前後でしたが、前回の使用料適正化の結果、令和6年度は約7.5億円となっています。

黄色の棒グラフの汚水処理費は、汚水処理に要する費用で、日常的な維持管理や施設の減価償却に相当する費用となります。こちらは、各年度のバラつきはありますが、物価上昇や更新工事の増加に伴い、全体としては増加傾向となっています。令和6年度は約8.7億円となりました。

赤色の折れ線グラフの「経費回収率」は、汚水処理費に対する使用料収入の割合を示す指標です。本市は、令和6年度は使用料改定により経費回収率が約85%まで向上し、令和7年度決算では、91.2%となりました。

しかし、一般的な目標である100%以上には達していません。

経費回収率につきましては、他団体との比較を含め、後ほど詳細なご説明をいたします。

資料の10ページをご覧ください。「汚水管の建設工事費」の推移となります。こちらは、事業着手当初の昭和48年度から令和6年度までの51年間の推移となっております。

青色の棒グラフは各年度の建設工事費です。オレンジ色の折れ線グラフは各年度の建設工事費を積み上げたものとなります。

令和6年度末時点において、汚水については総額約226億円の投資を行ってきています。特徴として、特定の時期に投資が集中しており、昭和60年度から平成12年度までの16年間に、約120億円、全体の約53%、約半分以上の投資が行われています。

資料の 1 1 ページをご覧ください。ここからは、使用料適正化の必要性についてご審議いただくための『(2) 経営状況及び将来予測』についてご説明します。

資料の 1 2 ページをご覧ください。下水道事業は公営企業の一つですが、はじめに公営企業とはどのようなものなのか、一般的な行政活動とはどのような点が違うのかについてご説明いたします。

公営企業とは地方公共団体が住民の福祉を目的として設置し、経営する企業です。具体的には、下水道事業の他にも水道や公営の病院やバス、地下鉄などの事業があります。

道路、消防、ごみ処理といった一般行政活動がすべての住民を対象とした事業であるのに対して、公営企業はサービスを受ける個人が特定されています。サービスを受ける者が使用料という形で受益に応じた負担をし、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性を持って事業を運営していくことが求められます。

このように、公営企業は独立採算に基づいた経営が必要であるため、民間企業の会計方式に近い「公営企業会計方式」による処理を行うことが求められているものになります。

つまり、公営企業では、「住民の生活に必要なサービスについて採算を考えながら提供する」ことが必要となりまして、「公共性」と「経済性」をうまく両立させることが大きなポイントとなります。

資料の 1 3 ページをご覧ください。公営企業の特徴を踏まえて、下水道事業における 3 つの経営原則についてご説明いたします。

1 つ目が独立採算制の原則です。これは、公営企業は基本的にはその事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を運営していくというものです。この原則を守るために、概要でも触れました「経費回収率」を高めていく必要があります。

2 つ目が受益者負担の原則です。これは、特定のサービスを受けるものに受益に応じた負担を求めるというものです。下水道使用料体系の設定にあたっては、この原則を踏まえた対応が求められます。

3 つ目が雨水公費・汚水私費の原則です。「公費」というのは一般の税金、「私費」というのは下水道使用料とお考えいただければと思います。雨水の処理については、下水道に接続しているかどうかは関係なく、すべての住民の方が受益者となりますので、一般の税金による負担となります。一方、汚水の処理については、下水道に接続している住民の方のみが受益者となりますので、下水道使用料により賄うものとなります。

下水道事業を経営していくにあたっては、こうした経営のルールを守り、自立的に運営していく必要があります。

資料の 1 4 ページをご覧ください。先ほど説明した経営基盤のルールを守るためには、下水道事業の経営基盤を強化していく必要があります。経営基盤強化のため、本市で実施した主な取り組み 5 点について説明いたします。

事務局

1 つ目は、令和 7 年度において下水道事業の経営戦略の改定を行いました。これは、経営改善に向けた具体的なアクションプランとなっており、今回の使用料適正化も、経営基盤の強化に向けた重要な取り組みの一つとして位置付けております。

2 つ目は、下水道未接続者に対する普及啓発活動を実施しています。これは、水洗化率の向上や資金繰りの改善といった効果があります。

3 つ目は、ストックマネジメント計画を策定し、本計画に基づいて投資や費用の平準化を図りながら計画的な下水道施設の改築更新や修繕を実施しています。これは、コスト削減、安全確保、災害対応力の向上といった効果があります。

4 つ目は、下水道使用料の定期的な適正化で、前回令和 4 年審議会で、適正な使用料水準の設定について検討し、令和 6 年 4 月 1 日に適正化を実施しました。下水道は生活に必要なインフラですので、人口減少といった社会的状況や、今後の将来予測をふまえ、より適正な使用料へと近づけていく必要があります。そのため、改定の必要性の検証を行ったうえで、定期的な下水道使用料の適正化が必要になります。

5 つ目は、水の官民連携（ウォーター P P P）の推進です。導入による経費縮減、人員確保、ノウハウの維持・強化等の効果を見込んでいます。

資料の 1 5 ページをご覧ください。本市の経営状況及び将来予測については、令和 3 7 年度までの約 3 0 年間の予測を行っています。

はじめに、使用料収入の基礎となる「各種人口・普及率・水洗化率」についてご説明します。各種人口の将来予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の最新の人口推計値を基礎として算出しております。

灰色の棒グラフ「行政区域内人口」は、市内全体の人口です。令和 6 年度の約 7 4, 1 0 7 人から令和 3 7 年度には約 5 5, 0 0 0 人へ減少する見通しです。「処理区域内人口」は下水道が整備されている区域の人口です。令和 6 年度の 6 1, 5 0 7 人から、令和 3 7 年度には約 4 6, 0 0 0 人へと減少する見通しとしています。表のオレンジの棒グラフ「水洗化人口」は、下水道が整備されている区域の人口のうち、実際に下水道を使用している人口です。令和 6 年度の 5 9, 4 3 3 人から、令和 3 7 年度には約 4 6, 0 0 0 人へと減少する見通しとしています。緑の折れ線グラフは「水洗化率」です。下水道が整備されている区域の人口のうち、実際に下水道を使用している人口の割合となります。

水洗化率は、経営努力により毎年度 0. 5 % ずつ上昇させていく予定としているため、令和 3 7 年度に処理区域内人口と水洗化人口がそれぞれ約 4 6, 0 0 0 人と、ほぼ同数となります。

資料の 1 6 ページをご覧ください。水洗化率について、埼玉県内団体の令和 6 年度実績と比較したものをご説明します。

本市の水洗化率は、1 0 年前の平成 2 7 年度は 9 2. 8 % でしたが、経営努力の成果もあり平均よりもさらに高い水準となり令

和6年度は96.6%となっております。引き続き、水洗化率向上に向けて普及啓発活動を継続してまいります。

資料の17ページをご覧ください。水洗化率の団体比較になります。

本市はポンプ場を9か所保有していますが、うち4か所は中継ポンプ場といい、規模の大きいポンプ場となります。そこで、本市と同様に、この中継ポンプ場を4か所保有していて、かつ、処理場を持っていないという条件を満たす団体とも比較を行いました。

本市は上位に位置しています。なお、この中でも特に処理区域内人口等の観点から類似とされている3団体が茨城県牛久市、愛知県みよし市、沖縄県宜野湾市になりますが、これらの団体と比べても上位に位置しています。

資料の18ページをご覧ください。「使用料収入・污水处理費・経費回収率」についてご説明します。人口や水洗化率と同様、令和37年度までの30年間の予測を行っております。

青色の棒グラフは使用料収入です。使用料収入は、令和6年度は約7.5億円ですが、人口減少の影響により水洗化人口が減少することとなりますので、このまま使用料の適正化をしなければ、使用料収入は減少していきます。

オレンジ色の棒グラフは污水处理費です。污水处理費は、日常的な維持管理に要する費用や施設の減価償却に相当する費用などから構成されます。この污水处理費は令和6年度8.7億円ですが、右下の表の通り、ここ5年で荒川左岸北部流域の維持管理負担金が21%上昇したり、電気代が17%上昇するなど、物価が上昇していますので、今後も物価上昇や改築工事の増加に伴い増加していく見通しとなっております。

赤色の折れ線グラフが、経費回収率です。経費回収率は先ほどご説明しました通り、最も重要な経営指標の一つであり、独立採算が前提となる下水道事業では100%以上が求められるものとなります。令和6年度は85.38%ですが、今後、使用料収入が減少、污水处理費は増加となることから、結果として経費回収率は今後低下していく見通しとなっております。

資料の19ページをご覧ください。使用料収入と経費回収率について、埼玉県内団体の令和6年度実績で比較したもののご説明をします。比較のため、使用料収入につきましては、月20立方メートルの税込使用料で比較しております。なお20立方メートルは一般的な3人家族の平均使用水量とされております。

棒グラフが月20立方メートル使用料、折れ線グラフが経費回収率で、向かって左側から経費回収率が高い順に並べております。先ほど経費回収率のご説明で最新の令和7年度決算では、経費回収率が91.2%とお伝えしておりますが、令和7年度決算ではまだ議決されておらず、また各団体も今、今年の9月議会で決算の議決予定のため、令和7年度の数値では比較できませんので、令和6年度決算での数値で比較しています。

本市は真ん中のやや右側に位置していますが、特徴として、使用料が平均2,115円よりも高い2,728円となっている一方で、経費回収率は平均88.78%よりも低い85.38%となっております。

これは下水道事業の概要でご説明しました通り、本市が近隣の市町よりもポンプ場の数が多く、汚水処理にかかる費用が割高となっていることから、使用料収入が比較的高くても、経費回収率がそこまで上がっていないという仕組みになっています。

なお吉見町ですが経費回収率が170%とかなり高い値になっております。これは、大口1社の収入が大きいためということで確認してございます。

資料の20ページをご覧ください。水洗化率の比較の際と同様に、本市と同じく中継ポンプ場4か所保有していて、かつ処理場を持っていないという条件を満たす団体とも比較を行いました。使用料では県内団体との比較よりも本市の位置は低くなり、丁度真ん中に位置しています。なおこれらの団体の使用料平均は、県内平均よりも400円以上高くなっています。

一方経費回収率は県内比較と同様にやや下位に位置しています。

なおこの中でも特に処理区域内人口等の観点から類似とされている3団体が、沖縄県宜野湾市や茨城県牛久市、愛知県みよし市になりますが、これらの団体と比べると使用料は高め、経費回収率は低めという状況になっています。

条件が類似している団体の中で下水道使用料が同水準にも関わらず、経費回収率が低い要因としましては、汚水処理費が同程度だと推測されるため、減価償却費の影響、すなわち管渠の新設や改築工事が進んでいるものと考えられます。

川西市の経費回収率が高い理由ですが、一般会計負担金及び一般会計補助金が約10億円と高いため、汚水処理費から差し引かれて、回収率が毎年度高くなっているということをお聞きしております。

資料の21ページをご覧ください。続きまして、「基準外繰入金・建設改良費」です。これまでのデータと同様、令和37年度までの約30年間の予測を行っております。「基準外繰入金」と「建設改良費」は直接ではありませんが、減価償却費として間接的に影響するため、あわせて説明させていただきます。

まず、基準外繰入金ですが、これは使用料収入で賄いきれない収支不足額を補填するため、特別に一般会計から繰入れている資金になります。具体的には、現在は下水道課の職員の人件費相当額の約8,800万円を補填として繰り入れていますが、建設改良費が今後増加することにより、人件費総額相当分では足りず、更に増加する見通しとなっています。

次に、建設改良費です。これは下水道管の交換等で下水道施設を新しくしたり、ポンプ場の耐震化を行って、より良くしたりするためにかかる費用になります。令和6年度は約2.8億円でしたが、今後過去に集中的につくった下水道管の更新時期が一気にや

ってまいりますので、建設改良費は増加していく見通しとなっております。

資料の22ページをご覧ください。最後に、「企業債借入金・企業債償還金・企業債残高」です。こちらもこれまでのデータと同様、令和37年度までの約30年間の予測を行っております。

「企業債借入金」は、いわゆる借金になりまして、建設改良費などの大きな投資を行う際に、国や金融機関から借り入れる資金となります。グラフでは青三角の折れ線グラフで表示しております。令和6年度は約3.3億円でしたが、下水道管の更新等で建設改良費が増加してまいりますので、企業債借入金もあわせて増加する見通しとなっております。

「企業債残高」は、借金の残高になります。令和6年度決算では約50億円の残高となっておりますが、企業債借入金の増加に伴い増加していく見通しです。

なお、借金が約50億円の場合、処理区域内人口61,507人で割りますと、1人当たりの金額は約8万円、3人世帯だと約24万円となります。

資料の23ページをご覧ください。これまで説明した概要、経営状況及び将来予測を踏まえて、本市の課題について整理いたしました。

投資状況については、八潮市の陥没事故のようなことが起きないようにするための管渠の老朽化に伴う更新や、多く所有しているポンプ場など、下水道施設の老朽化及び耐震化に伴う将来の更新を行う費用の増加が挙げられます。更新費用の増加に対応するためには、将来の更新費用のための資金をあらかじめ確保しておく必要があります。

財政状況については4点挙げております。1つ目は、収入面の課題で、経営努力の結果、水洗化率は着実に向上しているところではありますが、人口減少の影響は大きく、今後使用料収入は減少していくこととなります。また、節水機器の普及による使用水量の減少も、使用料収入の減少を加速させる要因と考えております。

2つ目は支出面の課題で当市の特徴の一つとして、ポンプ場を多く保有しているため、汚水処理に要する費用が他市に比べ割高になっていることがあります。本市では地理的、地形的条件の制約からポンプ場の数を減らすことは難しいものの、電力効率の良い機種を導入する等で費用の削減を図ってまいりましたが、物価や電力費の上昇の影響が大きいいため、今後継続して費用が増加していく見込みとなっております。

3つ目は独立採算に関する課題で、収入の減少および費用の増加によって、今後も汚水処理に要する費用が、使用料収入で賄いきれず、経費回収率は100%を下回る状態が続きます。経費回収率が100%を下回る状態は、下水道事業の経営ルールである独立採算が確保できているとは言えません。

事務局	また、汚水処理に要する費用は日常的に必要な経費であります が、日常の経費を回収できていない状況では、将来の更新費用の 資金を確保していくことは難しい状態となっています。 4つ目は、公平性に関する課題で、収入不足を一般会計から特 別な繰入金で補填している状況です。この特別な繰入金を基準外 繰入金と言いますが、これは税金であり、使用者以外からも負担 してもらっている状態になっていますので、この繰入金に依存し ている状態は公平性に問題がある状態であると考えられます。 以上、本市の課題について整理させていただきました。費用の 削減等の経営改善は引き続き行ってまいります、持続的、安定 的な下水道事業運営のためには、使用料の適正化が必要と考えま す。 これで、委員の皆様にご審議いただきたい項目の一つ目、適正 化の必要性について説明を終わります。
会長	事務局からの説明でありました、「使用料適正化の必要性」に ついて、ご質問はございますか。 【質問なし】
会長	それでは、引き続き、2 適正な使用料水準の検討について、 事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、今回使用料適正化に係る審議となりますので、2 4 ページの「2 適正な使用料水準の検討について」の「(1) 下水道使用料の基本的な考え方」についてです。 今後、使用料適正化の案の作成と案ごとの収支シミュレーショ ンを実施するにあたりまして、その前提条件となる「使用料算定 期間」と「使用料で賄う経費」についてご説明いたします。 資料の25 ページをご覧ください。まず、下水道使用料の算定 期間についてです。こちらは、国の通知により、使用料の算定期 間を3年から5年に設定することとされているため、中間値の4 年間としています。続いて、使用料で賄う経費についてです。下 水道事業は独立採算の原則に基づき、その事業に伴う収入によっ てその経費を賄うこととされています。しかし、この原則には例 外があり、一部の経費については、その相当額を一般会計が負担 することとされています。この負担は、一般会計から下水道事業 会計に資金を繰り入れる形で行われますが、この繰入金を「基準 内繰入金」といいます。 そのため、下水道使用料で賄う経費は、下水道事業に係る経費 の総額から基準内繰入金を除いた部分となります。 なお、本市は経費回収率が100%を下回るため収入不足の部 分を基準外繰入金で補填することで収支のバランスを取っていま す。図でいうと、赤字の中の基準外繰入金の部分が収入不足に相 当する部分となります。 資料の26 ページをご覧ください。最後に、「2 適正な使用料 水準の検討について」の「(2) 適正な使用料水準の作成方法 (案)」でございます。

事務局	適正な使用料水準の作成方針について、国の通知や前回適正化時の答申内容を踏まえ、ご説明いたします。 資料の２７ページをご覧ください。下水道使用料の見直しの方向性について、令和２年度に国から通知が発出されておりますので、その要旨をご説明いたします。 まず、各事業の収支見通しに即した使用料水準の設定について、近隣都市の使用料水準との比較を過度に重視することなく、収支見通しに照らして、合理的かつ適切な収支構造とすることとされています。そのため、使用料水準の設定に当たっては、その市の実情、実態を反映した将来シミュレーションを踏まえて適正な使用料水準となるようにする必要があります。 この他、方向性としては２から４の３点がございしますが、こちらは使用料体系に関わる内容にもなりますので、次回以降の審議会にてご説明いたします。使用料の水準や料金体系を適正なものとするためには、これらの方向性を考慮する必要があります。 資料の２８ページをご覧ください。次に、前回適正化時、令和４年度審議会時における答申の内容のうち、今回適正化で審議することとされている内容をご説明いたします。 前回の使用料適正化の発端は、供用開始後３０年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が１５０円未満であり、かつ経費回収率が８０％未満であり、かつ、１５年以上使用料改定を行っていない場合は、国庫補助金がもらえなくなるということを国から通知されました。また、少なくとも５年に一度の頻度で定期的な下水道使用料の適正化の検証、見直しをすることという国の指示により、適正化の検証、見直しを行いました。 参考資料の令和４年度、答申書の５ページをご覧ください。審議事項①の目指すべき目標では候補Ｂ「使用料対象経費を回収した上で、将来の更新投資分を確保する水準」で、１か月２０立方メートル当たりの使用料３，３５０円とされています。 当時の試算では、２０立方メートル当たり３，３５０円の水準にすれば、日常的な維持管理に要する費用や施設の減価償却に相当する費用を回収した上で将来の更新投資分を確保する水準である経費回収率約１１０％を達成できるものとされていました。 また審議事項②の「目標の達成方法について」では、１段階で適正化を行うと市民への負担が大きいことから、２段階に分けることとされていました。 なお、前回の改定では２０立方メートル当たり１，８００円から２，４８０円に改定いたしました。 前回の答申を踏まえますと、今回の使用料適正化に係る審議は３，３５０円、または経費回収率１１０％の達成に向けた２段階目の適正化に係る審議ということになります。 資料の２９ページをご覧ください。今回の適正な使用料水準の作成方針です。国の通知や前回適正化時の答申内容を踏まえ、本市の公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくための使用料適正化の作成方針（案）を検討いたしました。
-----	--

事務局	この方針（案）では、使用料算定期間 4 年間に於いて①下水道使用料見直しの方向性に関する国の通知、②前回適正化時の答申内容を達成することとされています。①が使用料で賄う経費をすべて回収し、経費回収率 100%を達成すること。②が①に加えて将来の更新投資分を確保すること。これは例えば、経費回収率 110%を達成するといったことになります。 本案で進めることとした場合は次回、大まかな使用料水準として、①、②を達成できる案を決定することとなります。水準の決定後に具体的な料金体系を検討することとなります。 以上で、適正な使用料水準の作成方針（案）についての説明を終わります。
会長	ありがとうございました。本日は具体的な数値を決める段階ではなく、次回、具体的な水準案を出していただくための作成方針についてご意見をいただくものです。前回の答申では、3,350 円が必要であるという整理がされましたが、その後、物価上昇や施設の老朽化など、状況はさらに厳しくなっています。事務局からの説明に対しまして、何かご質問はございますか。
委員	令和 6 年度に使用料を改定した際、市民から苦情や相談はあったのでしょうか。
事務局	広報紙やホームページで周知を行いました、見られていなかった方から、急に料金が上がったというお問い合わせを何件かいただきました。その際、なぜ改定したのかという経緯や経営状況について説明したところ、多くの方にはご納得いただくことができました。一部、生活が大変で困るというご意見もありましたが、基本的には説明によりご理解いただけたものと考えています。
会長	他にございますか。
委員	前回の審議会でも質問しましたが、下水道本管が整備されていても、家庭の事情などで接続できない方に対して、接続に向けた働きかけを行うという話がありました。その後、そうした取組の効果はあったのでしょうか。
事務局	8 ページをご覧ください。水洗化率で状況を把握しております。資料のとおり、水洗化率は年々上昇しており、令和 6 年度は 96.6%となっています。接続できない方への支援としては、水洗便所改造資金の融資あっせん制度を設けており、接続に向けた負担軽減のための制度として用意しています。
会長	水洗化率は上昇していますが、人口減少の影響が大きい、使用料収入全体としては厳しい状況です。 他にございますか。
委員	将来人口や物価上昇、経営状況を考えると、使用料を上げざるを得ないことは理解できます。ただし、住民生活に直結する負担であり、市民目線では簡単に受け入れられるものではありません。資料 19 ページでは、吉見町の経費回収率が高い理由として大口需要者の存在が挙げられていました。桶川市でも企業誘致などにより企業が来た場合、使用料収入の増加につながるのでしょうか。また、21 ページの基準外繰入金について、一般会計から

委員	繰り入れているとのことですが、制度上問題がないのか、公平性の観点からどのように考えるべきなのか教えてください。
事務局	企業誘致による使用料収入への影響についてですが、本市の下水道使用料は、水量を多く使用すれば従量使用料が加算される仕組みになっています。そのため、水を多く使用する企業が立地すれば、使用料収入の増加につながる可能性があります。 基準外繰入金については、収支不足を補填するために一般会計から繰り入れること自体は制度上問題ありません。ただし、下水道事業は、原則として使用者からの使用料で経費を賄うことが求められていますので、基準外繰入金に依存し続けるのではなく、使用料収入により賄えるよう努める必要があります。
会長	水を多く使う企業が来てくれることは、下水道事業の収入面ではありがたいことです。ただし、従量料金を高くしすぎると、企業にとっては負担となり、事業継続に影響することもあります。また、基準外繰入金については、制度上は可能であっても、下水道を使用していない方も税金を通じて負担していることになります。公平性を考えると、基準外繰入金はできるだけ少ない方が望ましいと考えます。他にございますか。
委員	前回の審議会では、目標額を２段階で達成することとしたと思います。答申で示した金額と、実際に改定された金額に差があったように記憶していますが、その理由を教えてください。
事務局	前回の答申では、当時の２０立方メートル当たり１，８００円から、最終的な目標である３，３５０円に向けて、２段階で改定することとされました。当初、１段階目として概ね２，６００円程度が目安とされていましたが、議案提出までの間に再度シミュレーションを行った結果、２，４８０円と算定され、最終的にその金額で改定を行いました。算定期間や前提条件により、金額に差が生じたものです。
委員	水道料金については、基本料金を無料にするような施策がありますが、下水道使用料についてはどのような扱いになるのでしょうか。
事務局	水道料金の基本料金減免については、国の交付金等を活用し、市民全体に広く恩恵が及ぶように実施しているものです。一方、下水道は全市民が使用しているわけではないため、下水道使用料について同様に減免すると、下水道を使用していない方との公平性の課題があります。そのため、下水道使用料については通常どおり徴収しています。
委員	井戸水を使っている場合や、雨水、中水をトイレに利用している場合、下水道には流れていると思いますが、その分の料金はどのように扱われるのでしょうか。
事務局	井戸水を使用している場合は、水道使用量だけでは下水道に流れる水量を把握できないため、市の基準に基づき使用水量を算定し、下水道使用料に反映しています。また、雨水や中水を利用して下水道へ排水している場合についても、メーター等により把握し、必要に応じて加算する仕組みとしています。使用者間で公平な負担となるよう対応しています。

会長	他にございますか。
委員	生活が厳しい方に対して、下水道使用料の中で特別な配慮をする必要はないのでしょうか。
事務局	現在、生活保護のうち生活扶助を受けている方については、下水道使用料を全額減免しています。また、ひとり親家庭については、令和6年度から基本料金の半額を減免しています。下水道事業としても一定の配慮を行っていますが、事業経営を成り立たせる必要があるため、使用料適正化についても検討していく必要があります。
会長	審議会としては、市民感情や負担感を十分理解しながらも、数字を見て客観的に必要な水準を議論する必要があります。審議会としては、下水道事業を持続させるために必要な考え方を整理することが役割です。 他にございますか。
委員	企業誘致に関連して、撤退した大手企業の使用料収入への影響はあるのでしょうか。
事務局	手元に具体的な使用水量の資料がないため、詳細な影響は不明です。ただし、当該施設は、飲料製造を行う工場ではなく、物流、関連オフィス業務及び倉庫としての機能を有する施設であったと認識しています。
会長	他にございますか。
委員	企業誘致を考える上では、上水道の水質や水量も重要になります。製造業の大企業では、水の質や安定供給を重視することがありますが、桶川市ではその点について何か検討していることはありますか。
事務局	上水の質については桶川北本水道企業団の所管であり、下水道課では詳細を把握しておりません。どのような情報発信が行われているか確認し、次回報告いたします。
会長	企業誘致では、上下水道料金や水の安定供給、水質なども重要な要素になります。下水道事業としても、水を使っただけの企業が増えることは、収入面で意味があります。他にございますか。
委員	前回の広報は分かりやすかったと感じていますが、今回さらに改定を検討する場合、「前に上げたばかりなのに、また上げるのか」という声も出ると思います。今後も、市民目線で分かりやすい説明をお願いします。
事務局	承知しました。
会長	他にございますか。 質問や意見がないようでしたら、この方針案で進めることとしたいと思います。 【異議なし】 これで、本日の議題は全て終了しました。長時間にわたり、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。

3 その他	
司会	最後に、次第3『その他』に移りたいと思います。事務局よりお願いします。
事務局	【事務連絡】
4 閉会	
司会	以上をもちまして、本日の桶川市公共下水道事業審議会を閉会いたします。委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

会議録確認者及び署名年月日

桶川市公共下水道事業審議会委員 檀原 武

署名年月日 令和8年 7月18日

桶川市公共下水道事業審議会委員 糸井 政樹

署名年月日 令和8年 7月19日